

## 自転車条例に係る協議研究会(第1回)(議事要旨)

H28.8.31(水)10:10~12:10

県庁12階大会議室

- \* 冒頭、委員互選により、会長は桑城委員、会長代理に肥塚委員が選任された。
- \* 県及び県警から、自転車の交通事故の状況や自転車条例の他県状況等について説明し、意見を求めた。
  
- ・ 今回の研究会については、多発する自転車事故を防止する観点から、「自転車条例」についての研究、検討をし、最終的には知事に向けて何らかの提言ができればよいと思っている。県民も注目していると思うので、その結果として、香川県の自転車事故、ひいては事故全般が減っていけばよい。委員の皆様の御協力をお願い申し上げます。弁護士という職業柄、加害事故も被害事故も、自転車事故に関する案件を取り扱う経験が多い。やはり自転車の利用者は、ある程度ルールを守っていく必要があるかと思う。
  
- ・ 菊池寛通り等の自転車レーンで駐車されると、自転車は車道に出て避けないといけない。対応してほしい。  
⇒(県警察交通企画課)毎日指導員が違法駐車の監視を行っているが、事故に直結するので、県警本部でしっかり対応したい。
  
- ・ 自転車のマナーが悪いと痛切に感じる。ヘルメット着用や保険加入は、一定の義務化が望ましい。県庁前の横断歩道でも、自転車に限らず、斜めに横断する者を見たことがある。交通ルールの順守をお互いに考えたい。
  
- ・ 横断歩道でなぜ死亡事故が起きるのかと常々思っている。横断歩道に人が立っていれば車は止まるということは法規に定められているにも関わらず、止まらない車が多い。坂出市と姉妹都市のアメリカのサウスリート市に行ったが、横断歩道では車が必ず止まっている。横断歩道で一旦停止をしていれば、このような悲惨な事故が起きないのではないか。また、自歩道を通る自転車のマナーの悪さは痛感する。いくら運動しても、なかなか死亡事故は減らない。なんとかしたいと思っている。
  
- ・ 今回の条例が、自転車の「安全」で「適正」な利用を促進するために制定されるとすると、いくつかの論点に分けることができる。一つは、自転車は非常に生活に密着しているところがあり、ヘルメットの着用や保険加入ということを一律に義務付けた場合、利用者の利便性を損ねるという面を考えなければならない。バランスが大切である。自動車に対する規制は、(危険度等から言っても)規制する側からの一方的な規制であっても理解が得やすいと思うが、自転車を規制するに当たっては、生活実態を考えたいうえで、県民の皆さんが利用しやすい形を考えなければならない。もう一つ、自転車に係る事故は、被害者にならないようにするという視点と、加害者にならないようにするという視点、加害者になった場合は損害賠償責任を負うのでその手当てをどうすべきかという点も考えなければならないと思っている。

- ・ 私は、自転車組合の理事長をしていて、戦後ずっと自転車の整備に携わってきているが、「自転車を整備しなければならない」と定める法律がない。整備不良自転車に対する規制がないというのは、国の法律の盲点ではないかと思う。また、40年くらい前から自転車産業振興協会が、全国の通学用自転車の点検整備をするよう指導しており、香川県でもずっとやっているが、これも強制はできないので、各学校に話をし、協力してくれる学校に対してやっている。自転車を地域の自転車店が点検し、荷札のようなものに結果をチェックして付けたものを先生が見て、自転車店で整備して判をもらってくるよう、生徒に指導している。制度開始当初は非常に純真で、100%近く学校でも把握をしていたが、年数が経つにつれ、父兄の中に、なぜ先生に指導されて自転車店で整備して料金を払わなければならないのかと言う者も出てきた。先生からも相談を受けたが、こちらの業界からは何も言えないので、先生方も非常に困っているようだ。昨年、内閣府の参事官等に面談してお願いしたところ、法がないので国は動けない。各県で条例ができれば国も動くのではないかということであった。結局、自転車は大衆化しすぎて、壊れても整備については意識していないように思う。
- ・ 私は、是非条例を制定していただきたいという思いで公募した者である。利用者の立場から3点意見を言わせていただきたい。1点目は、条例制定後には行政のフォローをしっかりとしてほしい。私はヘルメットは非常に大事だと思っているが、例えば愛媛県では、条例に「ヘルメットの着用推進」と書いており、実際、愛媛県に行くと、中高生がみなヘルメットを被っている。行政の手厚いフォローがあったと聞いている。条例を作るだけでなく実効性のある形とするため、行政のフォローをしてもらいたい。2点目は、自転車利用者のマナーに関してである。私も含めてであるが、あるときは車の仲間だと認識して非常に早いスピードで走りながら、あるときは歩行者と同じように歩道の自転車通行帯を通らないといけなのに、歩行者側が赤信号になっても自らは車だと考えて通行したりする。そういったところのマナーの向上をお願いしたいと思う。併せて、自動車の運転者に、自転車へのしっかりとした認知を啓発してもらいたい。例えば、幹線道路に出る細い道路では、幹線道路に出るときに歩道の手前ではなく、それを踏み越えて道路の手前で一旦停止する車が多い。このような運転は、歩行者なら速度が遅いので止まれるが、自転車のスピードではぶつかる可能性が歩行者より高い。3点目は、他県の事例も踏まえ、事故データも活用しながら、効果的な条例にしていいただきたいということである。
- ・ 私は、香川県行政書士会で行政書士ADRセンター香川のセンター長をしている。我々は事故が起こってからの問題を取り扱っているが、条例制定の中で意見を聞いたり、こちらの情報も提供したりして、お手伝いをさせていただけたらという思いである。交通事故類型も色々あるが、中でも自転車の利用形態は買い物、通勤通学、娯楽、レジャーなど、多岐にわたる。これを踏まえながら、きめ細かな条例の制定に向かうことができればと思う。
- ・ 加害者被害者の年齢層はもちろん、自転車の種類も多岐に亘る。それを意識すべきであり、全てを一緒に捉えるというものではないと考えている。

- ・ この条例を作る目的は、自転車事故を減らす、なくす、ということだろうが、ただ、それだけではなく、自転車の利便性、生活に即した側面についても考慮できないかというのが、「利用者」としての意見である。自転車の利用形態が様々ある中で、一括りで規制ということではなく、より柔軟な対応をしていただければと思う。例えば、事故が多い通学中の中高生に対してヘルメットを義務化する、あるいは高齢者にも何か対策を打つなど、条例において、用途や年齢等によって細かい対応ができたらいいのではないか。条例の内容としては、大まかに、自転車の点検整備、マナー、ヘルメット義務化、保険加入ということになろうかと思うが、一律にいうのではなく、利用形態等に即した柔軟な内容にしてほしい。もう一つは、制定後の広報が大事だと思うので考えてほしい。
- ・ 先ほどの意見にもあったが、条例を制定すればよいというのではなく、その実効性の確保、周知も不可欠だろう。また、年齢層も自転車の種類もあり、一律に割り切る条例のあり方はいけないと感じている。かといって、ぼんやりとした、何のために制定したのかという内容でもいけないと思っている。
- ・ 啓発の重要性を痛感している。損保協会としても、今年5月に、自転車利用者に向けたキャンペーンを行った。11月には、自転車のマナーアップを強調したキャンペーンを予定しており、精力的にやっていきたいと考えている。また、自転車の賠償責任保険については、自動車保険や火災保険の特約で取り扱えるものもあるが知らない方が多い。そういうことも啓発していくのが、損保協会の役目かと思っている。
- ・ 機会があれば、自転車事故で事故を受けた、被害に遭った者の年齢別データを提供していただきたい。
- ・ マナーについてだが、小さいうちから、小学校のホームルームなどの時間を割いて教育することが重要ではないか。商店街では、丸亀町商店街で1日中自転車通行禁止を行っており、歩行者にとっては好評だが、自転車通勤者等にとっては押して歩かなければならず、苦痛を感じている方もいる。一方で、他の商店街に自転車が多く通るようになり、逆に困っている商店街もある。商店街の南に自転車を駐輪すれば、北側にはお客が来ないという問題もある。一概に規制をしすぎてもいけない。やはり利便性も考えていかなければいけない。
- ・ 条例を作ったとして、それを義務化しやすいのは学校関係ではないかと思う。また、続けていきやすいと思う。なお、生徒の自転車の利用に関して県民の方から苦情があるが、特に多いのは、信号無視、並列走行である。これらを踏まえて作っていただけるとよいと思う。
- ・ 私どもは高校だが、自転車通学については鑑札制度を採っている。年度当初には全員の自転車点検をして、合格した者に限り、使用を認めている。保険については、全員に案内はず

るが、保護者の意向もあるので、加入している生徒もいればそうでない生徒もいる。他の委員から苦情の話があったが、私の学校でも並列などの苦情はある。また、自転車は車道を通るべきであるが、逆に車道を通ると危険な箇所もあって、そんな場合は生徒も歩道を通っているため、我々も指導が難しい。歩道を並列で通っているときは指導をしている。ヘルメットについてだが、着用の義務化は非常に難しいのではないかと考えている。学校の指導だけでは厳しいところがある。義務教育の現場(=中学校。一部小学校)では、ヘルメット着用に義務化しているが、高等学校ではやっていない。条例で義務化した場合はきちんと指導しないといけないので、高等学校では一筋縄ではいかない。条例の実効性を考えると、その辺りは少し考えないといけない。

- ・ (高校でヘルメット着用指導が難しいというのは) 高校生は髪型とかが気になるからヘルメットをしないということか。
- ・ 確かに髪形のこともあるだろう。ヘルメットは、事故があった場合に(それが一命を救う)という面はあるが、義務化したときに、どう実効性を担保するかという面で心配している。高松西高、高松北高、香川中央高校など以前はヘルメットを義務化していた学校はある。ヘルメット着用の指導をしたことがあるが、指導は難しく、今は、全校、止めている。
- ・ 一通り皆さんの意見は伺った。条例のポイントとして、点検整備、ヘルメット、保険という説明があったが、個々の論点は、次回以降、皆さんの意見を伺って整理したいと思っているがよろしいか。

「以上」